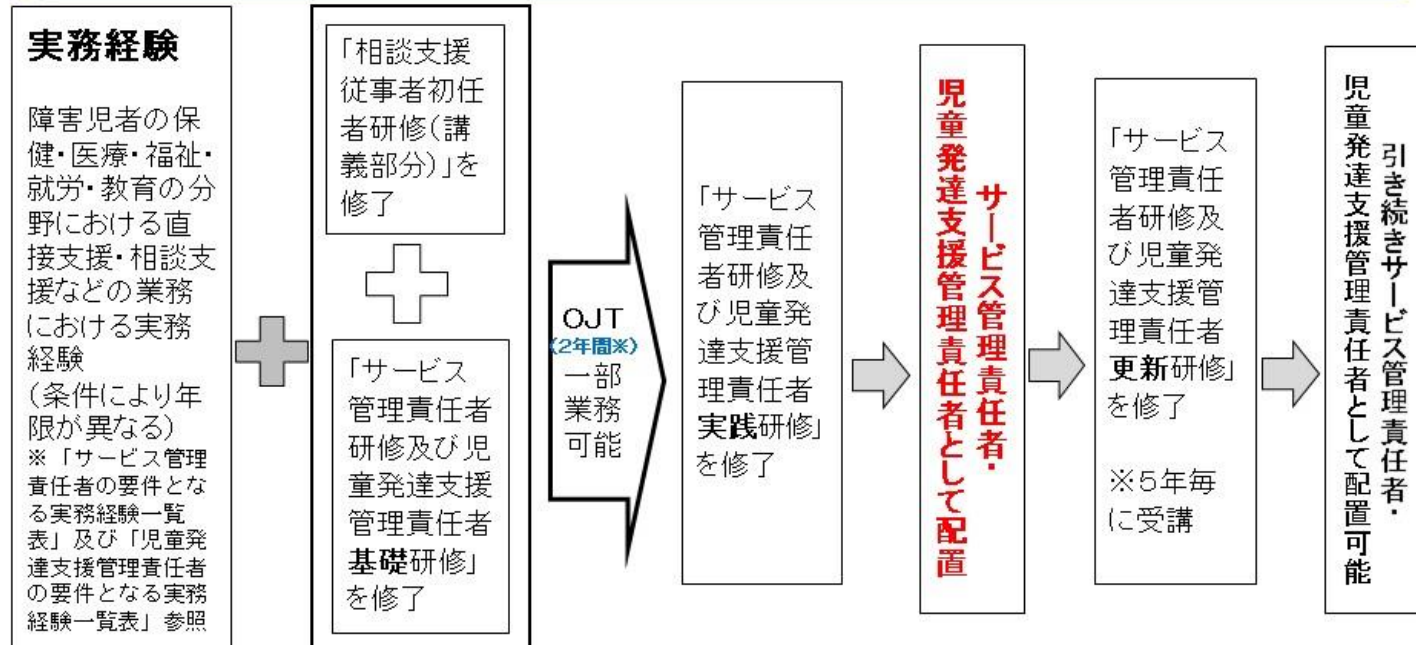


# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

令和元年度より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の養成に係る研修制度について見直しがされ、研修体系が改定されていますので、ご注意ください。また、令和6年度にも一部要件の見直しがされています。全体の流れは別紙・研修フロー図もご確認ください。

## サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



### 研修の受講に関する実務経験要件

- ・基礎研修: サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての実務経験要件を満たす2年前から受講可能
- ・実践研修: 基礎研修修了後、5年間に通算して2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。
- ※基礎研修受講時に実務経験を満たしている場合は6カ月以上の個別支援計画作成業務の実務経験で受講可能
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は②現にこれらの業務に従事していること。

○やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、

- ①1年間は実務経験者であるものについては、サービス管理責任者等とみなして配置可能
- ②2年間は実務経験者であり、以下の要件を満たすものについてはサービス管理責任者等とみなして配置可能
  - ・サービス管理責任者等が欠如した時点で基礎研修を修了済
  - ・サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている